

事務事業名	障害者更生訓練費給付事業(障害者自立支援) ☐ 実施計画事業		所属部局	保健福祉部		単位番号	5040					
			所属課室	福祉課		課長名	野呂瀬毅明					
			所属担当	障害者自立支援担当		担当者名	沢登俊輔					
基本政策	基本計画	IV	快適で心のかよいあう都市づくり	予算科目	会計	名称	款	項	目	細目	細々目	
政策	計画	17	社会福祉の充実	事業区分	01	一般	03	01	02	04	026	
施策	体系	30	障害者福祉の充実		☐ 国の制度による義務的事業	☐ 施設等維持管理事業						
					☐ 県の制度による義務的事業	☐ 補助金交付事業						
事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 17 年度)				法令根拠	南アルプス市地域生活支援事業要綱 南アルプス市身体障害者更生訓練費支給要綱						
					☐ 期間限定複数年度 (~ 年度)							
事務事業の概要	事業の内容・・・期間限定複数年度事業は次年度以降3年間の計画内容も記載 身体障害者更生援護施設に入所又は通所している障害者のうち、利用者負担の生じない者が更生訓練を実施した施設に対し、訓練にかかった経費を支給する。				事業費の主な内訳 (22年度)							
					項目(細節) 金額(千円) 項目(細節) 金額(千円)							
					20 扶助費 289							
					計 289							

1 現状把握(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 活動	
22年度活動実績	更生訓練を実施した施設に対し、訓練にかかった経費を支給する。
23年度活動予定	更生訓練を実施した施設に対し、訓練にかかった経費を支給する。
② 対象(この事務事業は誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	
身体障害者更生援護施設に入所または通所し、更生訓練を受けている者のうち対象者	
③ 意図(この事務事業により対象をどのような状態にしていけるのか、どのように変えるのか)	
更生訓練を受けることにより就労できる能力を身につける。	
④ 上位目的(どのような結果に結び付けるのか)	
社会復帰の促進	

⇒ ⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 市内の障害者が利用した施設	箇所
イ	
ウ	
⇒ ⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 更生訓練を受けている者のうち低所	人
イ	
ウ	
⇒ ⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 更生訓練を受けて社会復帰した人	人
イ	
ウ	
⇒ ⑧ 上位成果指標(結果の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 社会復帰した者のうち一般就労できた人	人
イ	

(2) 事業費・指標の推移				単位	21年度 (決算・実績)	22年度 (決算見込・実績)	23年度 (予算・目標)	24年度 (次年度計画・目標)	25年度 (計画・目標)	26年度 (計画・目標)	最終年度 (トータルコスト・目標)
年間トータルコスト	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	137	144	233				
			県支出金	千円	68	72	116				
			地方債	千円							
			その他	千円							
			一般財源	千円	69	73	118				
		事業費計 (A)	千円	274	289	467	0	0	0	0	
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1					
		延べ業務時間	時間	60	20	20					
		人件費計 (B)	千円	268	89	79	0	0	0	0	
		(A)+(B)	千円	542	378	546	0	0	0	0	
活動指標		アイウ	箇所	3.0	3.0	3.0					
		アイウ									
対象指標		アイウ	人	8.0	8.0	8.0					
		アイウ									
成果指標		アイウ	人								
		アイウ									
上位成果指標		アイ	人								

(3) この事務事業を取り巻く状況(対象者・社会状況等)の変化、市民意見等

① この事務事業はいつ頃どんな経緯で開始されたのか？	障害者自立支援法制定以前より実施。平成18年度より障害者自立支援法に基づく市町村地域生活支援事業として市要綱により実施。
② 事務事業を取り巻く状況は開始時または5年前と比べてどう変化しているか？また、今後の予測は？	H22年4月に障害者自立支援法施行令の改正により低所得者の利用負担額が0円になった。利用者の増加が見込まれたが、変化なし。
③ 事務事業に対して関係者(市民、事業対象者、議会等)からどんな意見・要望が寄せられているか？	なし

(4) 改革改善の取り組み状況

① 改革改善の取り組み実施は？	☐ 取り組みしている ⇒【内容！】 ☒ 取り組みしていない ⇒【理由！】
② これまでの改革改善の取り組み状況・経過(取り組みしていない場合はその理由)	申請に基づき従前のとおり支給しており特に変化がない。
③ H 22年度に実施した改革改善の内容	特になし。

事務事業名	障害者更生訓練費給付事業(障害者自立支援)	所属部	保健福祉部	所属課	福祉課
-------	-----------------------	-----	-------	-----	-----

2 評価(Check1)担当者による事後評価(複数年度事業は途中評価)

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系の施策に結びつき、貢献しているか？ 意図が上位目的に結びついているか？	☐ 結びついていない(見直し余地がある) ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 結びついている ⇒【理由↓】 市障害福祉計画にも明記された事業であり、福祉の充実に結びついている。	
	② 公共関与の妥当性 この事務事業を税金を投入して市が行わなければならないのか？ 民間やNPOに委ねることは可能か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 妥当である ⇒【理由↓】 市町村地域生活支援事業に位置づけられており市が行うこととなる。	
	③ 維持・継続の妥当性 現状の対象と意図、成果から考えて、この事務事業を将来にわたり、維持・継続していくことは妥当か？目的や事業の必要性を見直す余地はあるか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 適切である ⇒【理由↓】 元々、生活保護世帯の障害者向けに、訓練に必要な文具等の費用として支給されてきた。一方、現制度では、訓練費用は国基準の自立支援給付費(介護給付・訓練等給付)で算定され、必要な設備・備品等も施設等が提供するのが基本である。これに加えて訓練費用を本人に現金給付する本事業の位置づけは不明確であり、現状どおりの継続は妥当とはいえない。	
有効性 評価	④ 成果の向上余地 事務事業のやり方・進め方を変えることで成果を向上させることはできるか？できない場合は何が原因でできないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 向上余地がない ⇒【理由↓】 要綱に基づき所定の単価で支給しており現状の形態では向上の余地はない。	
	⑤ 類似事業との統廃合・連携の可能性 類似した目的を持つ事務事業が他にあるか？類似事務事業がある場合、その事務事業との統合や連携を図ることはできるか？	☐ 類似事務事業がある ⇒(類似する事務事業の名称を記入↓) ☐ 統合・連携ができる ⇒【理由と具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☐ 統合・連携ができない ⇒【理由↓】 自立支援給付事業(介護給付・訓練等給付)で国の定める単価に基づき訓練費用を給付している。	
	⑥ 休止・廃止した時の影響及び休止・廃止の可能性 この事務事業を休止・廃止した場合影響はあるか？また成果から考えて、休止・廃止することはできるか？	☐ 影響なし ☒ 影響あり ⇒【理由と影響の内容↓】 毎月の現金給付がなくなり既存の受給者には収入減となるが人数がごく少数。その使途も本来の支給目的に合致しているか不明確であり、直接的な影響は少ない。	☐ 休止・廃止ができる ☒ 休止・廃止できない ⇒【理由↓】 同左。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費(コスト)を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 要綱に基づき所定の単価で支給しており現状の形態では削減の余地はない。	
	⑧ 人件費の削減余地 成果を下げずに人件費を削減できないか？(事業のやり方の方の見直しによる業務時間の削減や臨時職員対応や外部委託による削減はできるか？)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 人件費は支給決定事務だけであり削減の余地はない。	
公平性 評価	⑨ 受益機会・受益者負担の適正化余地 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担を見直す必要はないか？公平公正か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【理由↓】 既存の受給者は身体障害者だけであり限定的。同じ事業所を利用していても、特定の障害種別・サービス種別に該当する人に限って現金給付が行われることは、公平感に欠ける。	

3 評価(Check2)担当課管理者による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 1次評価の総括(事務事業を実施した結果を振り返り気づいたこと、課題、今後の方向性等について)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	県内他市町でも同様の要綱があるものの給付実績は少なく、実質的に対象が限定されている。同じように障害福祉サービスを利用してしながら特定の対象者のみに現金給付があることに必然性は乏しく、「訓練費用」としての使途も不明確である。市町村が措置権者として障害者を施設で保護するという措置制度の時代は終わっており、国において必要な訓練経費が算定される現状では、引き続き毎月数千円の現金を給付する妥当性、三障害一元化の福祉サービスとなった障害者自立支援法の下でなお身体障害に限って給付する妥当性・緊急性は乏しく、廃止が妥当。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

(1) 今後の事務事業の方向性(Check1の結果から定める)・・・複数選択可	(3) 改革・改善による方向性																					
☐ 廃止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 事業統合・連携(有効性⑤の結果) ☐ 公平性改善(公平性⑨の結果) ☐ 休止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 成果向上(有効性④の結果) ☒ 現状維持(全評価項目で適切) ☐ 必要性検討(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ コスト削減(効率性⑦、⑧の結果)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト水準</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果水準</th> <th>向上</th> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td>☐</td> <td>☒</td> <td></td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td>☐</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※ 廃止・休止の場合は記入不要			コスト水準			削減	維持	増加	成果水準	向上	☐	☐	☐	維持	☐	☒		低下	☐		
				コスト水準																		
		削減	維持	増加																		
成果水準	向上	☐	☐	☐																		
	維持	☐	☒																			
	低下	☐																				
(2) 改革改善案について																						
① ② ③																						
(4) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策	(5) 事務事業優先度評価結果																					
① ② ③	<table border="1"> <tr> <td>成果優先度評価結果</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>コスト削減優先度評価結果</td> <td>対象外</td> </tr> </table>	成果優先度評価結果	対象外	コスト削減優先度評価結果	対象外																	
成果優先度評価結果	対象外																					
コスト削減優先度評価結果	対象外																					